

学 則

学校法人 大丸クリエイターズアカデミー

デイズファッション専門学校

ディースファッション専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法に基づき、服飾・家政専門課程並びに文化教養専門課程を設置して学生に対し、それぞれファッション並びにインテリアの創造に関する産業界の今日的な専門理論、技術及び感性の基礎を修得させるとともに、豊かな人格と見識の涵養を図り、産業界のニーズに合った各種専門家を養成し、以って広く生活文化の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本校はディースファッション専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を京都市下京区堺町通松原下ル鍛冶屋町254番地に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校はその教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己評価の実施及び公表に関して必要な事項は「学則を遂行・運用するための細則」に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
昼間	服飾・家政 専門課程	アパレル総合高度専門士特進科	4年	20名	80名
		ファッションデザイン科	2年	30名	60名
		ファッションプロダクション科	2年	30名	60名
		ファッションザッカプロデュース科	2年	30名	60名
		ファッションビジネス科	2年	40名	80名
		ファッション総合専攻科	1年	40名	40名

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
昼間	文化教養 専門課程	ファッションディスプレイ科	2年	30名	60名

2 本校の別科は次のとおりとする。

(1)

コース名	昼夜別	修業年限	入学定員
服飾基礎コース	春期クラス	1年	40名
服飾上級コース	秋季クラス	1年	40名

(2) 服飾基礎コースと服飾上級コースは、入学期により各々2つのクラスを編成し、入学定員を定める。

コース名	季クラス	修業年限	入学定員
服飾基礎コース	春期クラス	1年	20名
	秋季クラス	1年	20名
服飾上級コース	春期クラス	1年	20名
	秋季クラス	1年	20名

(学年及び学期)

第6条 本科昼間部の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。別科夜間部の服飾基礎コース、服飾上級コースの学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終るクラスと、10月1日に始まり、翌年9月30日に終るクラスの2つの就学期間を設ける。

2 昼間部の学年をわけて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

但し、別科夜間部については、前期4月1日から9月30日までを春季、後期10月1日から3月31日までを秋季と称する。

(休業日)

第7条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏季休業 7月26日から8月31日まで
- (5) 秋季休業 9月26日から9月30日まで
- (6) 冬季休業 12月20日から1月7日まで
- (7) 春季休業 3月20日から4月7日まで
- (8) 開校記念日 6月1日

(臨時休業等)

第8条 非常災害その他校長が必要と認めた時は休業することがある。また必要やむを得ない場合には休業日に授業を行うことがある。

第3章 教育課程授業時数及び教職員組織（教育課程及び授業時数）

第9条 本校の教育課程及び授業時数は次のとおりとする。

課程名	服飾・家政専門課程	年間単位時間数			
		1年	2年	3年	4年
学科名(昼夜別)	授業科目				
	専門科目ファッション技術	690	690	780	780
	専門科目ファッション理論	220	220	240	240
	一般教養科目	40	40	30	30
	計	950	950	1,050	1,050

課程名	服飾・家政専門課程			
	学科名(昼夜別)	授業科目	年間単位時間数	
			1年	2年
ファッション デザイン科 (昼間)	専門科目ファッション技術	690	690	
	専門科目ファッション理論	220	220	
	一般教養科目	40	40	
	計	950	950	
ファッション プロダクション科 (昼間)	専門科目ファッション技術	690	690	
	専門科目ファッション理論	220	220	
	一般教養科目	40	40	
	計	950	950	
ファッションザッカ プロデュース科 (昼間)	専門科目ファッション技術	690	690	
	専門科目ファッション理論	220	220	
	一般教養科目	40	40	
	計	950	950	
ファッション ビジネス科 (昼間)	専門科目基礎ファッション技術・知識	690	690	
	専門科目ファッション技術・理論	220	220	
	一般教養科目	40	40	
	計	950	950	

課程名	服飾・家政専門課程		
	学科名(昼夜別)	授業科目	年間単位時間数
			1年
ファッション 総合専攻科 (昼間)	専門科目ファッション技術		780
	専門科目ファッション理論		240
	一般教養科目		30
	計		1,050

課程名	文化教養専門課程			
	学科名(昼夜別)	授業科目	年間単位時間数	
			1年	2年
ファッション ディスプレイ科 (昼間)	専門科目ディスプレイ・ファッション技術	690	690	
	専門科目ディスプレイ・ファッション理論	220	220	
	一般教養科目	40	40	
	計	950	950	

備考 1 授業時間は50分とする。

2 別科の教育課程及び授業時数は次のとおりとする。

課程名	別科			
	コース名(昼夜別)	授業科目	年間回数	年間授業時間数
服飾基礎コース (夜間)	服飾技術		70	210
	服飾理論		23	69
	計		93	279
服飾上級コース (夜間)	服飾技術		70	210
	服飾理論		23	69
	計		93	279

(成績評価)

第10条 第9条で定めた各科の総単位時間数の3分の2に達しない者は個別の科目の判定の如何にかかわらず、進級判定、卒業判定を受けることが出来ない。

- 2 授業科目の成績評価は、学年末において、シラバスに記載された方法で各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、各科目の出席時間数が当該科目の授業時間数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第11条 他の専修学校、大学等において第9条に定める授業科目を履修した場合には、別に定めるところにより各課程の修了に必要な授業時間数の2分の1を越えない範囲で、当該課程における選択科目の履修とみなす。

(始業及び終業)

第12条 本校昼間部の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

午前9時30分から午後4時00分まで

- 2 別科夜間部の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

午後6時30分から午後8時40分まで

(教職員組織)

第13条 本校に次の教員をおく。

- (1) 校長
- (2) 教員 12名以上
- (3) 講師 18名以上
- (4) 校医 1名

校長は校務を掌り、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第14条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 専門課程ファッションデザイン科、ファッションプロダクション科、ファッションビジネス科、**ファッションザッカプロデュース科**、アパレル総合高度専門士特進科及びファッションディスプレイ科は高等学校を卒業した者並びにこれと同等程度の学力があると認めた者。
- (2) 専門課程ファッション総合専攻科は、ファッションデザイン科、ファッションプロダクション科、**ファッションザッカプロデュース科**、ファッションビジネス科卒業生及びこれと同等程度の学力・技能があると認めた者。
- (3) 別科夜間部服飾基礎コースは高等学校を卒業した者及びこれと同等程度の学力があると認めた者。
- (4) 別科夜間部服飾上級コースは、別科夜間部服飾基礎コースを修了した者及びこれと同等程度の学力があると認めた者。

(編入学)

第15条 ファッションデザイン科、ファッションプロダクション科、ファッションビジネス科、**ファッションザッカプロデュース科** 及びファッションディスプレイ科1年修了者と同等程度の学力があると認められた者は、欠員のある場合に限りそれぞれの科の2年次に編入学を認めることがある。

- 2 アパレル総合高度専門士特進科、本校昼間部2年修了者とほぼ同内容の体系的カリキュラムの履修者で、同等程度の学力があると編入学試験で認められた者は、その学科の3年次に編入学を認めることがある。

(入学時期)

第16条 本校昼間部の入学時期は4月とし、別科夜間部の入学時期は4月及び10月とする。

(入学手続・許可)

第17条 入学志願者は本校所定の入学願書、及びその他の本校の定める必要書類に必要事項記入の上、最終出身校の調査書(卒業または卒業見込証明書、成績証明書)と共に、第23条に定める選考料を添えて 指定期日までに出席しなければならない。

- 2 前項の手続きを終了した者に対して面接試験・書類審査を行い、入学合否を決定する。
- 3 本校に入学合格した者は、入学合格の日から14日以内に第23条に定められた所定の入学金を納めた時点で、入学許可とされる。

(休学)

第18条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、2カ月以上休学する場合は、所定の休学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。ただし、長期海外留学などの特殊な例を除き、1年を超える休学は認めない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

(退学)

第19条 退学しようとする者は、その事由を記し、保護者連署の上願い出、所定の願書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

(卒業証書及び修了証書)

第20条 第5条第1項に定めた期間在学し、規定の授業時間数を修得して成績考査に合格したアパレル総合高度専門士特進科の者は卒業を認定し、高度専門士(服飾・家政専門課程)の称号を与え、第1号様式による卒業証書を授与する。

- 2 第5条第1項に定めた期間在学し、規定の授業時間数を修得して成績考査に合格した者は卒業を認定し、ファッションデザイン科、ファッションプロダクション科、ファッションビジネス科の者には専門士(服飾・家政専門課程)の称号を、ファッションディスプレイ科の者には専門士(文化教養専門課程)の称号を与え、第2号様式による卒業証書を授与する。
- 3 第5条第1項に定めた期間在学し、規定の授業時間数を修得して成績考査に合格したファッション総合専攻科の者は卒業を認定し、第3号様式による卒業証書を授与する。
- 4 第5条第2項に定めた期間在学し、規定の授業時間数を修得して成績考査に合格した服飾基礎コースと服飾上級コースの者は修了を認定し、第4号様式による修了証書を授与する。
- 5 卒業、終了に係る成績認定についての基準等は「学則を遂行・運用するための細則」に定める。

(褒 賞)

第 2 1 条 成績優秀にして他の模範となる者は、これを褒賞することができる。褒賞の規定は別に定める。

(退学の命令・除籍)

第 2 2 条 次の各号に該当する者には退学を命ずることが出来る。

- (1) 素行が不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力が劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 無届欠席 1 カ月以上に及ぶ者、正当な事由なく授業料滞納 6 か月以上に及ぶ者。
- (4) 学則その他諸規則に違背して学校の風紀を著しく乱した者。

2 次の各号に該当する者には除籍を命ずることが出来る。

- (1) 退学を命じられた者で、所定の期間内に退学の手続きを怠った者。
- (2) 違法行為その他により、社会または個人に多大な損害を与えたことが明らかである者、又、そのことで学校の名誉を著しく傷つけた者。

第 6 章 授業料、選考料、入学金その他

(授業料等)

第 2 3 条 本校昼間部の授業料、入学金及び入学選考料等は別表第 1 のとおりとする。

- 2 別科夜間部の授業料は別表第 2 のとおりとする。
- 3 授業料、施設維持費は半期分前納とする。
- 4 施設維持費、実習費は進級・進学時に変更がある。
- 5 授業料等学費は 経済的社会的情勢に応じて、在学生の場合も年度により変更することがある。また、一旦納入した選考料・受験料・入学金・授業料等は原則として返金しない。ただし入学取り止めの時は、入学式前までに本校所定の書類にて入学取り止めの申請が完了している場合のみ、入学金以外の学費を返金する。
- 6 授業料は出席の有無にかかわらず徴収する。
- 7 やむを得ない事情で前期中に休学を認めた場合、後期授業料は徴収せず、在籍費用として別表第 3 のとおりに徴収する。

第6章 雑 則

(健康診断)

第24条 健康診断は、毎年1回別に定めるところにより実施する。

(細 則)

第25条 この学則実施に必要な細則は、「学則を遂行・運用するための細則」として理事長及び校長が別に定める。

附 則

この学則は平成2年4月1日から実施する。

この学則は平成3年4月1日から実施する。

この学則は平成4年4月1日から実施する。

この学則は平成6年4月1日から実施する。

この学則は平成7年2月1日から実施する。

平成7年4月1日より家政専門課程を服飾・家政専門課程に改正。

この学則は平成8年4月1日から実施する。

この学則は平成9年4月1日から実施する。

この学則は平成10年4月1日から実施する。

この学則は平成11年4月1日から実施する。

この学則は平成13年2月1日から実施する。

この学則は平成17年4月1日から実施する。

この学則は平成19年4月1日から実施する。

この学則は平成22年9月1日から実施する。

この学則は平成24年4月1日から実施する。

この学則は平成27年4月1日から実施する。

この学則は平成28年4月1日から実施する。

(別表 1)

課程名	学科名	学年	昼夜の別	入学選考料	入学金	施設維持費	授業料
服飾・家政 専門課程	アパレル総合高度専門士特進科	1年	昼間	15,000	200,000	230,000	660,000
	アパレル総合高度専門士特進科	2年	昼間	15,000	200,000	230,000	660,000
	アパレル総合高度専門士特進科	3年	昼間	15,000	200,000	230,000	660,000
	アパレル総合高度専門士特進科	4年	昼間	15,000	200,000	230,000	660,000
	ファッションデザイン科	1年	昼間	15,000	200,000	230,000	660,000
	ファッションデザイン科	2年	昼間	15,000	200,000	230,000	560,000
	ファッションプロダクション科	1年	昼間	15,000	200,000	230,000	660,000
	ファッションプロダクション科	2年	昼間	15,000	200,000	230,000	560,000
	ファッションザッカプロデュース科	1年	昼間	15,000	200,000	230,000	660,000
	ファッションザッカプロデュース科	2年	昼間	15,000	200,000	230,000	660,000
	ファッションビジネス科	1年	昼間	15,000	200,000	230,000	660,000
	ファッションビジネス科	2年	昼間	15,000	200,000	230,000	560,000
	ファッション総合専攻科		昼間	15,000	200,000	230,000	560,000
	文化教養 専門課程	ファッションディスプレイ科	1年	昼間	15,000	200,000	230,000
ファッションディスプレイ科		2年	昼間	15,000	200,000	230,000	560,000

(注) 1 金額は年額

- アパレル総合高度専門士特進科 2年・3年・4年、ファッション総合専攻科の入学選考料及び入学金は本校卒業生にはこれを免除する。
- アパレル総合高度専門士特進科 2年・3年・4年、ファッションデザイン科 2年、ファッションプロダクション科 2年、**ファッションザッカプロデュース科 2年**、ファッションビジネス科 2年、ファッションディスプレイ科 2年に編入学を認められた者は、入学選考料及び入学金を納入することとする。
- 入学金については高等学校課程において 一定基準以上の成績を収めた者については特待生として入学金の全額免除、優待生として一部免除を行うことがある。

(別表 2)

課程名	学科名	昼夜の別	入学選考料	入学金	施設維持費	授業料
別科	服飾基礎コース	夜間	8,000	10,000	40,000	192,000
	服飾上級コース	夜間	8,000	10,000	40,000	192,000

(注) 1 金額は年額

- 服飾上級コースの入学選考料、入学金及び施設維持費は服飾基礎コース修了者にはこれを免除する。

(別表 3)

休学者の在籍費用	昼夜の別	在籍費用
各課程。各学科共通	昼夜	年間授業料の10分の1

休学者在籍費用 在籍した学科の年間授業料の10分の1を休学申請時に納入する。

第1号様式

校 印	卒 業 証 書	No. _____
	氏 名	
		年 月 日生
<p>本校において服飾・家政専門課程アパレル総合高度専門士特進科4年制の 所定の課程を修めたので卒業証書を授与し、文部科学大臣告示（平成6年 文部省告示第84号）により、高度専門士（服飾・家政専門課程）と称す ることを認める。</p>		
	年 月 日	
		デイズファッション専門学校 校長 氏 名 印

第2号様式

校 印	卒 業 証 書	No. _____
	氏 名	
		年 月 日生
<p>本校において ○ ○ 専門課程 ○ ○ 科2年制の所定の課程を修めた ので卒業証書を授与し、文部科学大臣告示（平成6年文部省告示第84号） により、専門士(○ ○ 専門課程)と称することを認める。</p>		
	年 月 日	
		デイズファッション専門学校 校長 氏 名 印

第3号様式

校 印	卒 業 証 書	No. _____
	氏 名	
	年 月 日生	
本校において服飾・家政専門課程ファッション総合専攻科の課程を 修めたので卒業証書を授与します。		
	年 月 日	
		デイズファッション専門学校 校長 氏 名 印

第4号様式

校 印	修 了 証 書	No. _____
	氏 名	
	年 月 日生	
本校において 別 科 ○ ○ の 課程を修めたので証します。		
	年 月 日	
		デイズファッション専門学校 校長 氏 名 印

学則を遂行・運用するための細則

H28 年度 変更分

学校法人 大丸クリエイターズアカデミー

デイズファッション専門学校

学則を遂行・運用するための細則

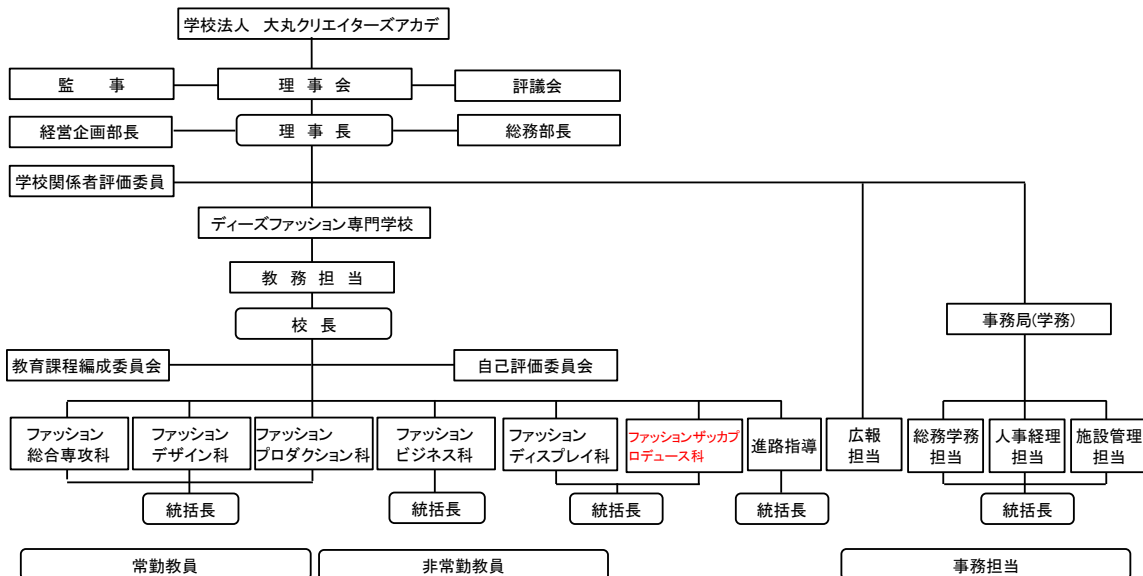
「学則を遂行・運用するための細則」は「学則 第6章 第21条」を受けて、学則実施に必要な各種規定を定める。細則の変更は 学校内の所管部署が発案し、理事長、校長の認可のもとに発効する。

(学校組織)

第1条 本校の組織は学則に則り、以下の通りとする。

- (1) 理事会 学校法人大丸クリエイターズアカデミー寄付行為にて規定。
- (2) 理事長 学校法人大丸クリエイターズアカデミー寄付行為にて規定。
- (3) 監事 学校法人大丸クリエイターズアカデミー寄付行為にて規定。
- (4) 評議会 学校法人大丸クリエイターズアカデミー寄付行為にて規定。
- (4) 校長 学校法人大丸クリエイターズアカデミー学則にて規定。
教務組織の長。教務の運営責任と所属教員の監督。
- (5) 教務組織 校長の監督の下、各学科に属する常勤教員・非常勤教員で構成。
各学科に統括長を置き、各学科の運営・監督を行う。
- (6) 学校事務組織 理事長の監督の下、担当職員で構成。
統括長を置き、校長の学校運営を支え、財務、総務、広報等の教務以外の業務を担当。理事会・校外委員が所属する各種委員会の事務局を兼ねる。
- (7) 各種委員会 別途定める細則に従い、理事会の認定の下、教育課程編成委員会、自己評価委員会等、学校運営に必要な各種委員会を設置する。各委員会の目的、機能、権限、責任は別途定めた細則で規定する。

学校法人 大丸クリエイターズアカデミー ディーズファッション専門学校 組織図 (平成28年度)



- 2 職業実践専門課程・第三者評価を導入する期間、暫定組織として経営企画部長職を定め、導入推進の事務局機能を担当する。

第2条 理事長、校長は円滑な学校運営を推進するため、校内の常設会議・委員会を持つ。

(1) 統括長会議

校長の召集の下、理事長、統括長が出席し、定期的に学校運営に関して執行に係る事由を協議・意思決定する機関とする。

(2) 全体会議

理事長の召集の下、全教員・職員が出席し、定期的に学校運営に係る事由に関して共有する場とする。

(3) 判定会議

校長の召集の下、各学科の教員が各学期ごとに学生の学業成績を判定し、単位認定の可否を決める会議とする。学年末は進級・卒業認定の会議を兼ねる。

(4) 校内教育課程編成委員会

校内教育課程編成委員会は校長の管理下、統括長の召集の下、各学科の教員で構成され、担当学科の教育目標、教育方法・内容、それに基づく授業編成、達成目標、評価基準等を検討し、外部関係者を含めた「教育課程編成委員会」に各学科の教育課程を諮問する。審査・認可を受けた教育課程をもって授業の編成を主導する。

(5) 校内懲罰委員会

学生が社会規範や、学則をはじめとする学校諸規則に著しく反した場合、理事長又は校長の召集の下、校内懲罰委員会を開き、対象となる学生の処分を決定する。

(付注) 理事会、監事、評議会についてはデーズファッション専門学校寄付行為に定めた通り。

(各種委員会)

第3条 学校教育法施行規則、専修学校における学校評価ガイドラインと 学則第4条に基づき、学校職員と外部委員による教育課程編成委員会を設置する。

教育課程編成委員会は内部教育課程編成委員会が策定した各学科の教育課程を学校の教育方針、運営方針に鑑み、又、社会通念、地域社会への貢献などの観点をもとにして 適切に過程が編成されているかを評価し、意見交換を行い、改善意見・助言を表明する。 教育課程編成委員会は 校長を長とし、学内からは理事長、その他校長が指名する委員、 学外からは校長が委嘱する企業関係者・教育関係者など有識者、卒業生、保護者、地域住民などの委員で構成される。教育課程編成委員会は年2回以上、開催する。

第4条 学校教育法施行規則、専修学校における学校評価ガイドラインと 学則第4条に基づき、学内に学校教職員による自己評価委員会を設置する。

基本、自己評価委員会は年2回以上開催する。自己評価委員会は校長、統括長、校長が指名する委員により構成される。

自己評価にあたっては 各年度毎に 校長の指揮の下、年度末までに 自己評価委員会を開催し、学校の教育目標と教育方法・内容、それを実行する運営能力についてその年度の達成レベ

ルを 教育課程編成委員会で定めた教育課程を基本に 学校として設定する。それに基づき、学科レベルで授業内容とその達成レベルを設定する。

年度末には 自己評価委員会において 当初設定した目標に対して 達成レベルを確認し、評価・反省を行い、次年度の達成目標作成の基礎とする。尚、前期終了時に 中間の自己評価委員会を開き、進捗の確認を行う。

自己評価委員会の評価内容は理事長へ報告を行う。理事長は自己評価内容を学内、教職員に公表し、第5条に定める学校関係者評価委員会へ答申する。

第5条 学校教育法施行規則、専修学校における学校評価ガイドラインと 学則第4条に基づき、学校職員と外部委員による学校関係者評価委員会を設置する。

学校関係者評価委員会は学校が行った自己評価について 学校の教育方針、運営方針に鑑み、又、社会通念、地域社会への貢献など観点をもとにして 学校が適切な活動を行ったかを評価し、意見交換を行い、改善意見・助言を表明する。

学校関係者委員会は 理事長を長とし、学内からは校長、その他理事長が指名する委員、学外からは理事長が委嘱する企業関係者・教育関係者など有識者、卒業生、保護者、地域住民などの委員で構成される。学校関係者評価委員会は年2回以上、開催する。学内に委員会運営のための事務局を設置する。

学校関係者評価委員会での論議内容は自己評価も含め、学校のホームページなどを通じて公表する。

(成績認定)

第6条 各科目の成績認定は以下の通りとする。

教育課程編成委員会で定められた方針に則り、**各科が定めた年間課程**の科目毎に 授業内容及び、達成目標と 成績認定基準をシラバスに明記し、学生に周知する。 各科目の成績認定基準に従い、各学期末、年度末に判定会議にて成績判定を行う。

ただし、出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない者は、その科目について**基本**、評価を受けることができない。**救済措置として 校長が認めた場合、追試験を受験することで評価を受けることが出来る。**(留年規定を参照)

- 2 授業開始時の出欠確認から10分以上の遅刻、及び、許可なく10分以上早く早退した者は当該時間は欠席扱いとなる。又、たとえ出席していても担当教員の判断で授業に参加していないとみなされた場合は欠席扱いとなる。
- 3 遅刻・早退は4分の1単位時間の欠席とみなされる。

(進級認定)

第7条 各学科の科目において5段階評価を行い、評価点2以上を当該科目の修得レベルとする。 各学科において定められた科目すべてに対して 判定会議において 修得レベルに達したと承認を得られた場合、2年次への進級認定を与える。

(卒業認定)

第8条 各学科の科目において5段階評価を行い、評価点2以上を当該科目の修得レベルとする。各学科において定められた科目すべてに対して 判定会議において 修得レベルに達したと承認を得られた場合、卒業認定を与える。卒業認定を与えられたものには文部科学省が定めた専門士の資格称号を与える。

(留年規定)

第9条 総出席日数の不足により、進級・卒業認定できないものは 欠席日数が総授業数の3分の2を越した時点で、留年扱いとし、次年度に同一課程の再履修を求める。

各学科の年間の課程で定めた各科目の内、一つでも成績が1の科目 又は、成績判定が出来ない科目があった場合、留年扱いとし、次年度に同一課程の再履修を求める。

留年期間中は休学とし 休学期間中の授業の参画は認めない。

(褒賞規定)

第10条 成績優秀にして他の模範となる者に対して褒賞でその労をねぎらう。

- (1) 皆勤賞
- (2) 優秀賞

(除籍の条件)

第11条 学則第22条 2項 (1)の附則として 条文にある「所定の期間」に該当する対象は下記とする。

- (1) 学則第22条1項(3)に該当する退学者で当該学生が無届欠席1か月以上、さらに6か月以上 又は 学年最終日までの いずれかの期間、音信不通である場合。
- (2) 学則第22条1項(1)、(2)、(4)に該当する退学者で 退学命令が出てから 6か月以上 又は 学年最終日までの いずれかの期間までに 退学の手続きを行わなかった場合。

(附則)

「学則を遂行・運用するための細則」は平成27年4月1日から実施する。

「学則を遂行・運用するための細則」は平成28年4月1日から実施する。

「学則を遂行・運用するための細則」は平成28年4月2日から実施する。

専門学校における情報提供等への取組に関するガイドラインの項目とその対応

1. 学校の概要

ガイドライン
評価項目1

- 1) 所在地、連絡先、校長名等
 - ・ 学校名 ディーズファッション専門学校
 - ・ 校長名 大橋 治子
 - ・ 設置者名 学校法人大丸クリエイターズアカデミー
 - ・ 代表者名 公江 辰朗
 - ・ 所在地 〒600-8079 京都府京都市下京区堺町通松原下ル鍛冶屋町254
- 2) 学校の沿革・歴史
 - ・ 1958年 学校法人大丸ドレメ学園「大丸ドレスメーカー女学院」として認可。
 - ・ 1980年 学校法の改正により、専門学校に昇格「大丸ドレスメーカー専門学校」と改称
 - ・ 1991年 学校法人大丸クリエイターズアカデミー「ディーズファッション専門学校」と改称（男女共学制をスタート）
- 3) 教育活動・カリキュラム・施設・学習環境
 - ・ 衣料を中心としたファッションのクリエイションから販売までを学べる環境を提供し、少人数制をベースにした 実践的教育を目指しています。このために必要なクリエイションから制作 さらに生産・販売に至る基礎的な実務教育を行えるカリキュラムを用意し、カリキュラムにこたえる施設を備えています。合わせて 外部企業とも連携し、実務体験を行える場も用意しています。

2. 目標及び計画

ガイドライン
評価項目1

- 1) 学校の教育理念
 - ・ 「しなやかな感性を伸ばし、確かな専門技術の修得、豊かな人間性の開発」を基礎においた教育と、職業及び實際生活に必要な実践的教育を行う。 これらを通じて、ファッション業界で必要とされる職業人教育を第一とし、生涯学習社会の一端として、ファッションによる輝きに満ちた豊かな社会の創造に貢献する。
- 2) 学校の経営理念
 - ・ 伝統と変革が両立する街・京都に存在する事の追求。
 - ・ 広く社会と時代の変化を見据えた視点
 - ・ 全ては学生のために
 - ・ オープンマインド
- 3) 学校の教育方針
 - ① 一つのことを達成できた喜びを実感できる技術教育
 - ② 一人ひとりの感性を存分に高めて育てる感性教育
 - ③ 様々なことを吸収し、ものごとに柔軟に対応できる人間性教育
 - ・ 以上3つの方針を基に、ファッションに携わり、社会を豊かにする喜びを絶えず感じながら学べる環境を整えることで、未来の優秀なファッションのプロフェッショナル育成を目指しています。

3. 設置学科の教育

ガイドライン
評価項目2

- 1) 入学者の受け入れ方針
 - ・ ファッションが好きで 将来、ファッション業界でスペシャリストとして活躍したいという夢と意欲を持っている、そしてその目標に向かって積極的に取り組んでいただける方に 広く門戸を開く
- 2) 募集学科と収容定員と在学学生数 (H28年4月現在)

	修業年限	入学定員	総定員	入学生数	在学学生数
服飾家政専門課程					
ファッションデザイン科	2年	30名	60名	10名	22名
ファッションプロダクション科	2年	30名	60名	14名	27名
ファッションザッカプロデュー	2年	30名	60名	5名	5名
ファッションビジネス科	2年	40名	80名	17名	34名
ファッション総合専攻科	1年	40名	40名	12名	12名
文化教養専門課程					
ファッションディスプレイ科	2年	30名	30名	0名	7名

3) 教育課程及び授業時間数

課程名 学科名(昼夜別)	授業科目	服飾・家政専門課程	
		年間単位時間数	
		1年	2年
ファッションデザイン科 (昼間)	専門科目ファッション技術	690	690
	専門科目ファッション理論	220	220
	一般教養科目	40	40
	計	950	950
ファッションプロダクション科 (昼間)	専門科目ファッション技術	690	690
	専門科目ファッション理論	220	220
	一般教養科目	40	40
	計	950	950
ファッションザッカプロデュース科 (昼間)	専門科目基礎ファッション技術・知識	690	690
	専門科目ファッション技術・理論	220	220
	一般教養科目	40	40
	計	950	950
ファッションビジネス科 (昼間)	専門科目基礎ファッション技術・知識	690	690
	専門科目ファッション技術・理論	220	220
	一般教養科目	40	40
	計	950	950
ファッション総合専攻科 (昼間)	専門科目ファッション技術	780	
	専門科目ファッション理論	240	
	一般教養科目	30	
	計	1050	
課程名	文化教養専門課程		
ファッションディスプレイ科 (昼間)	専門科目ディスプレイ技術	690	690
	専門科目ディスプレイ理論	220	220
	一般教養科目	40	40
	計	950	950

注) 1授業単位時間を50分として算出。 現行、1授業ユニット:80分。

4) 教育課程内容

各学科シラバスにて説明しております。

(ホームページ : <http://www.dsf.ac.jp/>)

5) 進級・卒業の要件等

進級・卒業共に下記の要件を満たす必要があります。

- ① 各学科で定めた年間総授業時間数の三分の二以上の出席。
- ② 各学科で定められた教育課程のすべての科目において その成績考課において五段階評価で2以上の成績を収めること。(詳細は学則で定めております。)

尚、上記の要件を満たした各科の学生には 卒業を認め、卒業証書を授与し、ファッションデザイン科、ファッションプロダクション科、ファッションビジネス科の者には専門士(服飾・家政専門課程)の称号を与えます。又、ファッションディスプレイ科の者には専門士(文化教養専門課程)の称号を与えます。

6) 学習成果として取得を目指す資格について

- 洋裁技術検定(初級・中級・上級)
- パターンメイキング技術検定(3,2,1級)
- ドレメ式洋裁学校教員認定(3,2,1級)
- AFT色彩検定(3,2,1級)
- ファッション販売能力検定(3,2,1級)
- ファッションビジネス能力検定(3,2,1級)
- 販売士検定(3,2,1級)
- ファッション色彩能力検定(3,2級)
- カラーコーディネーター検定(3,2,1級)

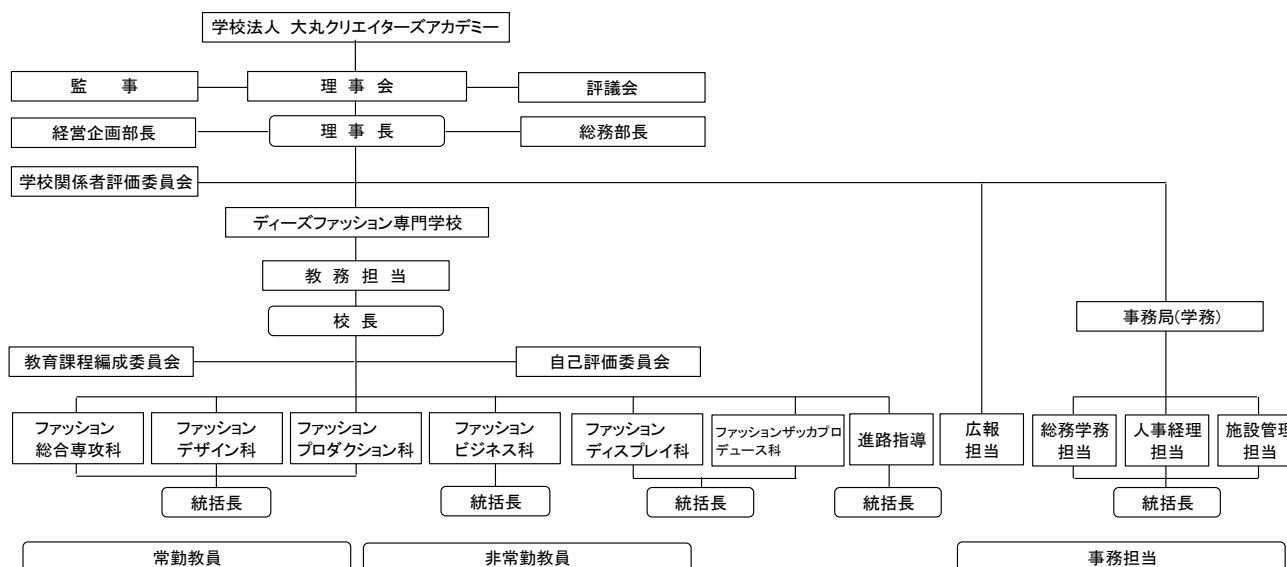
- 7) 卒業者数、卒業後の進路
平成27年度末(平成28年3月末実績)
- ① 卒業者数 57 名
 - ② 就職希望者数 39 名
 - ③ 進学希望者数 12 名
 - ④ 関連企業就職者数 38 名
 - ⑤ 非関連企業就職者数 0 名
- 就職率 : (④+⑤)/② 97.4 %

4. 教職員

1) 教務担当 組織図

ガイドライン
評価項目3

学校法人 大丸クリエイターズアカデミー ディーズファッション専門学校 組織図 (平成28年度)



2) 教員・職員 H28年4月現在

	専任	兼任	合計
校長	1 人	0 人	1 人
教員	11 人	27 人	38 人
事務職員	3 人	0 人	3 人
合計	15 人	27 人	42 人

5. キャリア教育・実践的教育

ガイドライン
評価項目4

1) キャリア教育

- ・ 専門学校であり、授業内容は就職後のキャリア形成に資するものとしています。又、就職支援担当教員、学年担任の教員が少人数制ならではのきめ細やかさでキャリア相談を個別に行い、目標設定と目標到達への支援を行っています。

2) 実践的教育

- ・ 実社会での動きやニーズを理解するため、インターンシップを取り入れています。ファッションビジネス科、ファッションディスプレイ科においては1年、2年にかけて 大手百貨店や大手・地元アパレル企業に依頼し、販売実習や、装飾実技実習などをインターンシップの形で行っています。このインターンシップは学科の教育課程の科目の一つと位置づけ、取得必須科目となります。
- 又、ファッションデザイン科、ファッションプロダクション科、ファッション総合専攻科においては大手の縫製関連企業やアパレル企業に依頼し、実際の縫製現場の経験や、企画開発の提案活動などを行っています。この企業での経験や、企画開発では関連科目の中の一部と位置づけ、科目取得に必須の活動となります。

3) 就職支援

- ・就職支援担当教員を中心に各学科学年担当の教員が就職活動をきめ細かく指導。授業の中にも就職活動に必要な知識を与える時間を設け、就職活動の各プロセスに必要な知識を教えています。
又、就職支援担当教員はファッション業界、特にアパレル企業へ頻度高く訪れ、現在の雇用状況や企業が求める人材について調査し、指導に反映させています。

6. 教育環境の整備

ガイドライン
評価項目5

ファッション業界や社会全般の変化に伴う教育内容の変化に対応すべく、IT機器等への投資・整備を継続的に行っています。又、学ぶ環境の向上と、環境負荷の削減の観点から照明器具のLED化などにも取り組んでいます。
平成28年前期中に本館の耐震補修工事を行い、学生の学びの場の安全・安心の確保に努めます。

7. 学生への支援

ガイドライン
評価項目6

少人数クラス制をとっており、1クラス15～20名のクラスですので担任教員とのコミュニケーションの機会も多く、学生とは定期的な面談以外にも学生の様子を把握しながら、随時、相談を受けられる体制にあります。

8. 学生納付金

ガイドライン
評価項目7

1) 入学金・授業料（各科共通）

	前期	後期	合計
入学金	200,000 円	-	200,000 円
授業料	330,000 円	330,000 円	660,000 円
施設維持費	120,000 円	120,000 円	240,000 円
合計	650,000 円	450,000 円	1,100,000 円

入学金は入学年度・前期のみ。

上記以外に教科書代や用具代等の教材諸費として10～20万円が必要です。

上記の納付は年2回、3月末、9月末に行っていただきます。

(ホームページ：<http://www.dsf.ac.jp/>)

2) 就学支援

- ・学生の学費支援・生活費支援については下記の奨学金・公的ローンなどを紹介しています。
日本学生支援機構奨学金
京都私学振興会奨学金
公益財団法人パル井上財団給付型奨学金
日本政策金融公庫 国の教育ローン
- ・高等学校での成績が一定水準にある学生は推薦入学制度を用いて入学金の全額、もしくは半額が免除される制度があります。
- ・他の大学、短大、専門学校を卒業後に学び直しをされる方には「ディーズ就学奨励金」制度があります。
- ・又、地元企業との連携し、学んでことを生かせるアルバイトの紹介も行っています。

(ホームページ：<http://www.dsf.ac.jp/>)

9. 学校の財務

ガイドライン
評価項目8

当校の事業報告書は当校ホームページに記載しております。

(ホームページ：<http://www.dsf.ac.jp/>)

10. 学校の評価

ガイドライン
評価項目9

自己評価、学校関係者評価委員会の議事録は当校ホームページに記載しております。

(ホームページ：<http://www.dsf.ac.jp/>)

11. その他

当校の学則、学校運営の状況に関する情報は当校ホームページに記載しております。

(ホームページ：<http://www.dsf.ac.jp/>)